

信州型自然保育認定制度				添付書類		
認定更新申請添付書類一覧				特化型 認可園	特化型 認可外 保育施設	普及型 認可外 保育施設
認定基準確認書に添付する書類を確認したら、確認欄にチェックする際に利用してください。なお、この書類は提出の必要がありません。						
提出前に、シートの最後に記載されている認定申請書類作成上の留意点を確認してください。						
確認欄	基準 No.	認定基準	添付書類			
	1	設置者及び保育等の責任者（施設長）が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	各園の重要事項説明書等（保育等の責任者や役員等が明記されているもの） ※認可園は添付資料不要	-	○	○
	2	園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、1日4時間以上開所し、週の合計が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。	給食食数表や園児名簿等で、前年度1年間の月ごとの在籍数がわかるもの。園の設立日、保育等の開始日が分かる資料。各曜日の開所時間が分かる資料。 ※認可園は添付資料不要	-	○	○
	3	適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	該当する年度の前年度の収支計算書と事業報告書 収支計算書類等の監査等で使用しているもので、園の安定性を見ます。 ※認可園は添付資料不要	-	○	○
	4	申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月の利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。ただし、認可園はこの限りではない。※在籍している子どものうち、傷病及び忌引きで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。	給食食数表や園児名簿、各月の出欠簿等で、前年度1年間の月ごとの在籍数がわかるもの。 ※認可園は添付資料不要	-	○	○
	5	屋外等での子どもの自然体験活動が、毎月計画的に実施されていること。	申請前年度における以下の書類を添付 （1）年間の全体保育計画等1枚 （2）月の保育計画（月案）等4か月分 （3）自然等の体験活動が分かる資料（No.14と関連） ※詳しい記載内容と提出方法が、シートの末の欄外の「書類作成上の留意点」を確認の上、提出してください。	○	○	○
	6	屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。	・園の所在地と園外の活動場所との位置関係が分かる地図を1枚（地図は、住宅地図のコピー、手書きを問いません） ・活動場所がわかるように地図内に明記する。	○	○	○
	7	信州型自然保育（特化型） にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。	※添付書類は不要	-	-	-
		信州型自然保育（普及型） にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。	※添付書類は不要	-	-	-
	8	申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。 ① 満4歳以上の子どもは、おおむね25人に対し保育者が1人以上いること ② 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね15人に対し保育者が1人以上いること ③ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること ④ 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること ⑤ 保育者は、常時2人以上いること ⑥ 常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること	年度末時点のクラス別児童の数及び担任数がわかる書類（クラス名簿のように、子どもと保育者の数的対比がわかるもの。） クラス名と担任名が分かる資料を添付 ※経過措置については、実施要項参照 ※認可園は添付資料不要	-	○	○
	9	県が作成した「信州型自然保育ガイド」HP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにすること。	※添付書類は不要	-	-	-

10	更新申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。	※添付資料は不要 ※現地調査をする場合、参加者にヒアリングする、又は研修内容がわかる書類を見せてもらうことがあります。 ※2年の間には必ず、資質向上のために、県で主催する研修会、又は自然保育に関する外部の研修を受講していることが必要です。	-	-	-
11	更新申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。	※添付資料は不要 ※現地調査をする場合、発表者にヒアリングする、又は研修内容がわかる書類を見せてもらうことがあります。	-	-	-
12	更新申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる園内部での研修を行っていること。	※添付資料は不要 ※現地調査をする場合、ヒアリング又は研修内容がわかる書類を見せてもらうことがあります。	-	-	-
13	信州型自然保育（特化型） にあつては、自園又は他の保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。	※（特化型）のみ添付 該当する全員の保育者の経歴書を添付	○	○	-
14	屋外等での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。	自然等の体験活動が分かる資料以下の①（添付） （公開）のどちらか一方、又は両方でも可です。 ① 園便り、ドキュメンテーション、新聞記事等を適宜、添付。 ② 活動報告書該年度において、県のポータルサイト「信州やまほいくの郷」認定園情報に保育事例を公開している園は添付は任意。 （No.5 No.14の添付は共通）	△	△	△
15	信州型自然保育（特化型） にあつては、次の各号の安全管理に関する専門講習のいずれかを受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。なおかつ、受講した保育者が2人以上において、次の各号の安全管理に関する専門講習の有効期限が切れていないこと。 ① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防庁 ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法（EFR-CFC） ⑤ 普通救命講習Ⅲ 消防本部（局） ⑥ 赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社 ⑦ 赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社	※（特化型）のみ添付 受講者全員の受講修了証または資格認定証などのコピーを添付	○	○	-
16	屋外等での子どもの体験活動を行う際は、活動前後を含めて十分な安全管理に配慮した対応を行うとともに、保育者の配置体制等が確保されていること。	屋外での自然体験活動時の活動前後を含めて十分な安全管理に配慮した対応及び、保育者の配置体制等がわかる資料を添付。 ※戸外での活動中の複数での引率等、保育者がどのような位置関係にいるのか記載していることが必要です。	○	○	○
17	屋外等での子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	屋外等での子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを添付 （保護者会で周知してください。） ※No.16を別に作成していない場合は、No.17の安全管理マニュアルにNo.16を合わせて記載していることが必須です。	○	○	○
18	屋外等での子どもの体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	避難などの対応方法について保育者や保護者と共有するために作成した資料を添付 ※添付書類には、災害発生時の連絡順等のフローチャート手順が記載されたものが望ましい。（救急車がどこまで入れるのか等が具体的にないと良いです。	○	○	○
19	屋外等での子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。	諸機関への連絡方法について定めていることが分かる資料を添付 ※事故発生時の対応順がフローチャートになっており、各連絡先（担当課や警察）の電話番号が一覧になっているものが望ましいです。 ※認可園は添付資料不要	-	○	○
20	屋外等での子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。	緊急時に保護者への連絡方法が具体的に定められていることがわかる書類（書面やメール伝達方法）を添付 ※認可園は添付資料不要	-	○	○

21	園として、子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。	保険証書のコピーを添付 ※「災害給付契約名簿更新書」と「共済掛け金支払明細書」のコピーが必要です。前年度の保険加入がわかる書類を添付してください。 ※認可園は添付資料不要	-	○	○
22	地域資源を利用した体験活動をおこなうとともに、地域住民と交流する等の機会を設けていること。	※添付資料は不要 ※現地調査をする場合、ヒアリング又は地域での活動がわかる資料を見せてもらうことがあります	-	-	-
23	在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図り園小接続が円滑に行われるよう配慮していること。	※添付資料は不要 ※現地調査をする場合、ヒアリング又は園小・特別支援学校との交流活動がわかる資料を見せてもらうことがあります。	-	-	-
24	子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。	※添付資料は不要 個人情報保護の規程が記されている資料、事前に保護者に同意を得ていることが分かる資料を添付 ※実際に報告年度当初、保護者に配付して写真撮影等について確認している書類（無記名のもの）	-	-	-

認定更新申請書類作成上の留意点

基準No.5の記載内容と提出方法

(1) 年間の全体保育計画等 1枚

- ・内容は、全体的な計画や年間保育指導計画等です。
- ・園の様式によります。
- ・自然保育に関するねらいを位置づけてください。
- ・自然等の体験活動の内容に下線を引いてください。

(2) 月の保育計画（月案）等 4か月分

- ・4半期（春夏秋冬）ごとに1ヶ月の自然等の体験活動が記載された、保育計画（月案）等を4か月分。
- ・年齢の選択は任意です。
- ・園の様式によります。以下の各項目が必要です。
- ・自然体験活動の内容を記載してください。
- ・以下の項目で自然体験活動が記載されている部分は下線を引いてください。

①今月のねらい

②今月の保育内容（5領域、環境構成、保育者の援助や配慮、リスクマネジメント等）

③評価、振り返り、子どもの姿

(3) 自然等の体験活動が分かる資料以下の①（添付）（公開）のどちらか一方、又は両方でも可です。

- ① 園便り、ドキュメンテーション、新聞記事等を適宜、添付。
- ② 活動報告書該当年度において、県のポータルサイト「信州やまほいくの郷」認定園情報に保育事例を公開している園は添付は任意。

基準No.11 について

具体的に該当する要件とは

- ・複数の保育者が対象の公開保育
- ・保育者や市町村等の団体視察
- ・マスコミ等の取材
- ・保育研究
（自治体内で公開する事例発表）
- ・地域での会議や地区懇談会でのやまほいくの発信
- ・公民館報等への記事の提供
- ・地域保小連絡会等での発信
- ・**保護者会等で園の自然保育の取り組みを発表**